

令和7年度

別府市共生社会形成プラン

評 価 シ ー ト

No	1	分 類	相互理解の促進	担当課等	障害福祉課
条文	第9条第1項	市は、市民及び事業者が障害に対する理解を深めるよう啓発その他必要な施策を講ずるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	市民、事業者に合理的配慮の必要性が浸透しておらず、施設や制度などで、障がいのある人の利用を考慮されていない部分が多い。		市民が障がい理解を深めることで、合理的配慮が当たり前のことと認識され、施設・制度等も障がいのある人を含めた様々な人が利用することが想定されて設計されている状態		
中長期方針	市民及び事業者に対して障がい理解を深めるための啓発活動を行う。				
年度計画	デジタル・アナログ両方で研修可能なことを周知し、依頼があれば実施する。				

実施結果及び自己評価					
実施した 内容	障害福祉課	経費(概ね)	2,494,000円 243,000円	内容	共生社会理解促進事業委託料(太陽の家ツアーに関する経費) 手話理解促進授業委託料
	【太陽の家ツアーの実施】 市内の小学校の4年生を対象に、社会福祉法人太陽の家の協力のもと、「太陽ミュージアム」において、障がい者スポーツの父と呼ばれる中村裕先生の功績や太陽の家の歴史を学ぶとともに、ボッチャなどのバラスポーツや車いす体験等を通して、心のバリアフリー(思いやりの心)を育む「太陽の家ツアー」を実施した。この事業では、太陽の家の見学科と小学校から太陽の家までのバスの借上げ料の助成を実施。令和7年度は、市内8校がこの事業を活用し、子どもたちによる合理的配慮の推進を行えた。				
	【小学校における手話理解の授業】 石垣小学校の1年生に、聴覚障がい理解を目的に手話に関する授業を行った。聞こえないとどんなことが困るのか子ども達に想像してもらい、会話をしながらいろんなコミュニケーションの方法(手話・空書・筆談・身振り・口話)があることを、聴覚障がい者である講師の表現を見てもらいながら知ってもらうことができた。また、挨拶などの簡単な手話も学習してもらい、手話が言語として、意思疎通を図る積極的なコミュニケーションであることを理解してもらうことができた。				
	【まちづくり出前トークの実施】 令和7年7月29日に民生・児童委員を対象としたまちづくり出前トークを行い、「別府市障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる条例(ともに生きる条例)」に基づく、障がいや合理的配慮に対する理解とご協力、「地域で障がいの困りごとや障がいサービスのご相談等を受けた場合には(障がいサービスの流れについて)」という2つのテーマで説明を行い、民生・児童委員の方に障がい福祉について理解の促進を行った。				
	【インターンシップの受入】 令和7年7月8日～10日の間、ジュニア インターンシップの実習生として、別府翔青高等学校の学生を1名受け入れた。障がい福祉に関する市の窓口業務の説明や市内の障がい福祉に関する施設見学、施設実習などを通じて、障がい福祉についての造形を深め、当該事業に関わる人材育成の一助となることが期待される。				
自己評価	困難度	太陽の家ツアーについては、市内14校の小学校のうち8校のみの実施となっている。次年度以降は積極利用の促進の声掛けなどを実施したい。			
	達成度	障がい福祉について、小学生への理解促進やインターンシップの受入による学生への就業体験、また民生・児童委員への啓発など幅広い年代の方へ理解促進ができた。			
	総合	B	自己評価のポイント	太陽の家ツアーについては、利用を促す周知を実施すべきだった。	
今後の取組	若年層への障がい福祉における理解促進について、関心や気づきにつながるような啓発活動を検討したい。				

外部評価	
評価	B 改善点 ☐ 計画の妥当性 ☒ 達成度 ☐ その他 ()
評価の理由	・多世代にわたる啓発活動の展開、子どもから大人まで幅広い層に対して、障がい理解を深める取り組みが多角的に行われているが、太陽の家ツアーの実施校数が市内14校中8校に留まっているところは、全校実施が必要。
助言等	・未実施校へのアプローチと参加促進、次年度の学校行事計画に組み込みやすいよう早い段階での周知や情報提供を行うことが重要。事業者への啓発活動の強化、今年度の実績では民生・児童委員や学生が中心となっているため、今後は地元の民間企業や店舗等に対する具体的な啓発活動や研修の充実が必要。

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	・昨年度に引き続き実施している「太陽の家ツアー」や「手話理解促進事業」について、実施校等が増えるように申請状況を確認しながら、各学校への事業活用を呼びかけたい。その他の啓発活動などについても模索していきたい。

プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

No	2	分 類	相互理解の促進	担当課等	障害福祉課
条文	第9条第2項	市は、障害のある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が合理的配慮の必要性を理解するよう研修その他必要な施策を講ずるものとする。			
現 状 と 目 標	(現状)			(目標)	
	『ともに生きる条例』が施行された平成26年度から職員研修を開催し、現在も継続して実施している。			市職員が障がい理解を有し、市役所全体で合理的配慮を進めていける状態	
中長期方針	職員の障がい理解を深めるため職員研修を実施する。				
年度計画	新採用職員並びに研修未受講の職員を中心に研修や啓発活動を実施する。				

実施結果及び自己評価

	障害福祉課	経費(概ね)	49,000円	内容	職員研修講師謝礼金
実施した 内容	【新採用職員を対象とした要配慮者体験研修】 令和7年度の新採用職員71人を対象に、NPO法人自立支援センターおおいたと協働し、要配慮者体験研修を行った。当法人が当事者も含む講師を担い、新採用職員に車いすや視覚障がい、聴覚障がい、ベビーカーなどの疑似体験を行うことにより、当事者がどのようなことに苦慮し、どのような配慮が必要なのかを学んだ。グループワークも行い、各自が今後の業務の中で合理的配慮の必要性を理解し、生かしていくことを期待する。				
	【庁内 手話研修】 大分県の事業を活用し、本市職員(正規・非正規)を対象に、共生社会の構築の推進及び行政サービスの向上を目的として、挨拶などの簡単な手話やコミュニケーション方法などを学習するための研修を行った。職員研修としての取扱いとし、庁内で希望者を募り、管理職を含む27名の職員が受講をした。				
	【庁内 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム学習会】 自立支援協議会 地域移行・地域定着支援部会の主催により、本市職員(正規・非正規)を対象に、「にも包括の概要と地域共生社会とのつながり」など、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム学習会を実施し、33名の職員が参加。にも包について考えるグループワークも行い、各職員における「にも包括」について理解促進の助力となった。				
自己評価	困難度	研修等受講者が限定的であるため、研修参加者以外の職員においても障がい福祉に関する啓発ができる方法を検討したい。			
	達成度	例年行っている研修以外に、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム学習会が開催され、主に相談業務等に従事する職員にとって情報共有の場としても有意義な会となったと感じる。			
	総合	B	自己評価のポイント	研修未受講者の啓発に関して十分であるとは言えなかった。	
今後の取組	次年度以降も協議会各部会と協力しながら有意義な研修等を実施したい。				

外部評価

評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性 ☒ 達成度 ☐ その他 ()
評価の理由	市庁舎内での研修は年度計画である新規採用職員のみならず、窓口対応職員へも重層的に行うことができており、中長期方針にもリーチできていることが評価できる。		
助言等	事後研修や動画視聴での研修などフォローアップや常時の学ぶ機会の提供なども検討するとさらに良いのではないか(厚労省の合理的配慮資料や動画等のリンク紹介でも良いと思われる)。		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	例年、新採用職員に対して要配慮者体験研修を実施しているが、その他の職員に対する啓発活動や研修を実施し、市全体として合理的配慮が行き届くよう全庁的な機運を高めていきたい。

プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

No	3	分 類	相互理解の促進	担当課等	学校教育課
条文	第9条第3項		市は、義務教育において、児童及び生徒が障害に対する理解を深めるよう障害に関する教育を教育課程に位置付けるとともに、児童及び生徒に対して、当該教育を行うものとする。		
現状と目標	(現状)			(目標)	
	義務教育年齢の子どもたちにとって障がいは身近なものでなく、多くの子どもが障がいの知識を持ち合わせていない状態			各児童・生徒が障がいを身近なものと感じ、また障がいの知識・理解を有している状態	
中長期方針	教育課程の中で障がいに関する教育を行う。				
年度計画	障がいへの理解を深めるために、関係機関や施設等と連携し、交流や体験を取り入れた学習活動を一層推進する。				

実施結果及び自己評価

	学校教育課	経費(概ね)	0円	内容	障がいへの理解を深めるために、交流や体験を取り入れた学習活動を行う。
	①県立支援学校との交流(居住地交流を含む) 8校 ②関係機関との連携 ・太陽の家の見学・体験活動・交流 5校 ・障がい者理解(手話、盲導犬、福祉・介護等)のための出前授業実施 4校 ・障がい者差別についての講演会 1校 ③教職員の研修 ・「思い込み」「偏見」「マジョリティ特権」から生じる差別について 21校 ④PTAとの連携 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の周知(資料配布) 21校 ・人権教育学級での研修 21校 ・人権参観日の設定 21校				
実施した 内容					
自己評価	困難度	特別支援学校、関係機関等との交流は、校区内にない場合むずかしい。			
	達成度	関係機関や施設等との交流活動を行った学校の割合は81%(21校中17校)			
	総合	B	自己評価の ポイント	児童生徒が障がいを身近なものと感じ、理解を深めるため、関係機関と連携した取組が概ねできた。	
今後の 取組	障がいへの理解を深めるために、関係機関や施設等と連携し、交流や体験を取り入れた学習活動や、教員・保護者への研修を一層推進する。				

外部評価

評価	A	改善点	☐ 計画の妥当性	☒ 達成度	☐ その他 ()
評価の理由	8割を超える活動を行っており、十分に障がいを身近にする取り組みが行えていると考える。今後とも継続的な実施を期待したい。				
助言等	本協議会やともに生きる条例、合理的配慮やにも包括などを活用または連携できればさらに素晴らしい取り組みになるのではないかと考える。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	今後とも継続的に取組を進めていく。関係機関や施設等との交流活動が未実施の学校についても、学校の実情に応じた取り組みが実施できるようアドバイスをしていきたい。

プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

No	4	分類	生活支援に関する合理的配慮(自立生活支援及び情報提供)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第1項	市及び事業者は、障害のある人及びその家族の人権に配慮し、障害のある人が地域で自立した生活を営むに当たって必要とする支援及びその情報提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)	
	自立生活に向けた支援制度が十分周知されていないことにより、必要な人が支援を受けられていない状態			様々な障がいのある人に対応した自立生活支援体制が整っており、支援制度についての情報提供が適切になされている状態	
中長期方針	既存の支援制度の改善点を特定して支援体制を充実させ、様々な障がいのある人が受け取りやすい情報提供を行う。				
年度計画	支援制度の改正が行われた際、可能な限りの手段で情報提供に努める。				

実施結果及び自己評価					
実施した 内容	障害福祉課	経費(概ね)	3,000,000円	内容	医療的ケア児レスパイトケア事業委託料
	【各種手続きの電子申請開始の周知】 各種手続きの電子申請が開始され、別府市公式LINEでの周知や、ガイドブックに申請フォームのQRコードを掲載。次年度以降のマイナンバーカードを活用した電子申請システムへの移行について、協議を進め、円滑な運用ができるよう広報に努めた。				
	【令和7年度別府市医療的ケア児支援事業の運用】 令和6年9月より開始された医療的ケア児レスパイトケア事業に関して、ホームページや市報などによる周知を実施。また、保育所、小中学校等におけるレスパイトケア事業の運用に関し、個別事例の共有を図りながら、当事者への制度説明等について協力体制の構築を図れた。 また、他市の医療的ケア児に関する協議会に参加し、情報交換を行うとともに、当事者に寄り添う事業の運用について協議することができた。 次年度に運用開始予定である医療的ケア児の短期入所促進事業に関しても、制度の周知等に尽力したい。				
	【障害者週間に合わせた広報の実施】 障害者週間に合わせて、障がい福祉に関するサービス等の広報を実施。CTBメディアの別府市だよりへの出演及び市報により各種制度の概要を掲載するなど制度の周知を図った。				
自己評価	困難度	制度の利用者に必要な情報をきちんと伝達する方法や広く幅広い年齢層にとって情報が共有できる方法を今後も検討していく必要があると感じた。			
	達成度	障がい福祉制度を利用されている方にとって、いくつかのツールで広報をすることで情報を得られるように努めた。			
	総合	B	自己評価のポイント	制度に関する情報提供や申請方法など利用者の状況に寄り添った対応に努めた。	
今後の取組	現在、各種制度を利用している方はもちろん、これから利用をする方にきちんと情報提供できるように提供方法等について検討したい。				

外部評価					
評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性	☒ 達成度	☐ その他（ ）
評価の理由	事業は柔軟性があり、今まで出来なかったことが実現できる素晴らしいものだと思う。周知に関してはこれからも継続が必要なこと、受ける訪問看護に向けた働きかけも必要だと思う。別府市医療的ケア児支援事業（以下、別府市事業）についても、どこに依頼するのか？など、わかりやすくなると良い。医療的ケア児コーディネーターとの連携が期待される。				
助言等	①レスパイトケア事業については、具体事例をわかりやすく出すなど、使った人の例など、わかりやすく報告や、案内できるものがあるとよい。事業のイメージができていく。②本事業については、予算に対していくら使い、何件利用したのかの、報告が欲しい。③公式LINEで検索でも、すぐ出てこないのが工夫が必要。電子申請は便利だが、わかりにくさがある。④実際に別府市事業で、非該当（例：心疾患、てんかん）となったケースもいるため、本当に困りを抱えた家族に対しての支援ができるように、事業の再検討もお願いしたい。				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	情報提供の方法として、ニーズの把握や伝達方法及び制度の利用の利便性の向上を考慮し、障がい当事者やその保護者が利用に関する情報をわかりやすく目に見える形で提供できるよう検討したい。

プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

令和7年度

別府市共生社会形成プラン評価シート

事業No

5

No	5	分類	生活支援に関する合理的配慮(相談支援体制の整備)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第2項	市は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、事業者との連携を図り、相談者を円滑に各種相談窓口へつなぐための体制並びに障害のある人及びその家族を含め同じ課題を解決するためお互いを支え合う仕組みを備えた総合的な相談体制を整備するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状) 相談体制の基礎となる相談支援専門員の間で情報共有するべき制度や機関等の認知に関して、一定以上のむらがある。  (目標) 相談、支援に関わる存在が相互に連携し、情報共有を十分に行うことができ、かつ各種相談窓口をつなぐネットワークが構築されている状態				
中長期方針	相談支援体制強化に必要な整備を行う。				
年度計画	別府市障害者自立支援協議会等を通じて、関係者間の連携強化を図り、地域生活支援拠点等整備と合わせてネットワーク強化に努める。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	障害福祉課	経費(概ね)	円	内容	
	【つなぐ窓口に関する広報】 内閣府が、障がい者差別解消法に関する質問に回答すること及び障がいを理由とする差別等に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口へ円滑につなげるための調整・取次を行うことを目的として設定された「つなぐ窓口」について、市ホームページに掲載するとともに市報でも広報を行った。当該WEBサイトにおいては、電話、メールの相談案内に加え、聴覚障がいがある方向けの手話リンク・フォームでの受付が可能となっている。障がいのある人のみならず、社会的障壁により多くの制限を受けている方等への窓口の周知を行うことにより、解決の一助となることが期待される。				
	【相談支援部会における研修の実施】 「相談支援専門員と行政機関の災害時連携～相談支援専門員の初動対応を考える～」と題し、熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会の副会長、千代丸さん、美里町役場福祉課障がい生活支援係長の本住さんを講師に招き、災害時対応に関する研修を開催。①大規模災害が発生した時の相談支援専門員の初動対応②行政機関との災害時連携③防災計画や個別避難計画との連動について、体験を交えた話をうかがい、相談支援専門員の資質向上や情報共有に務めた。				
	困難度	「つなぐ窓口」のような様々なツールをニーズがある方へ知ってもらえるよう周知を行うが、一時的ではなく定期的に広報を行うことで制度等の浸透を図る必要があるかもしれない。			
	達成度	相談支援部会による研修の開催により、マニュアルにはない実体験による災害対応や地域連携について学ぶことができた。			
自己評価	総合	B	自己評価のポイント	自立支援協議会の下部組織である各部会による研修によって、相談支援専門員の資質の向上を図ることができた。	
今後の取組	次年度以降も各制度の周知や相談支援員のスキルアップにつながるような研修等を自立支援協議会の各部会等を通じて実施したい。				

外部評価

評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性 ☒ 達成度 ☐ その他（内容の見直し）
評価の理由	・援助者の質の向上に際しても終わりはなく、継続して研鑽を求める活動は必要となる。 ・災害対応の研修会の実施により、各相談支援専門員の災害時における危機感や実際の動きのイメージを持つことができた機会は貴重であったと言える。今回の研修を機に次の対策や動きのイメージをつかむ訓練を継続していくことで初めて相談支援専門員の質の向上につながるかと考える。 ・「つなぐ窓口」に関する広報について、どこまで障がい分野の調整を行う相談支援専門員が理解しているのか、部会内でも取り上げながら周知の必要性を感じている。 相談支援部会における「熊本地震」を題材とした、災害時のリアルなイメージができる研修は研修受講者からの評判も良かった。 (「つなぐ窓口」に対する評価) 生活支援に関する合理的配慮の相談先として「つなぐ窓口」を市ホームページおよび市報で広報した取り組みは、高く評価できる。また、聴覚障がいのある方を対象とした手話動画リンクおよびフォームによる受付も実施されており、多様な障がいのある方に対応できる窓口として機能していることも評価に値する。 (相談支援部会における研修の実施に対する評価) 被災県の相談支援専門員から、実際の経験に基づく現場の声を直接聞くことができた点は、非常に有意義であった。日頃からの備えや初動対応の重要性を改めて認識する機会となり、今後の支援体制の充実に資する研修であったと評価する。		
助言等	・今後も相談支援部会の活動や研修会を通して、相談支援専門員の質の向上を図り、相談支援体制の強化が進むことが期待される。 ・親なき後についての課題は相談支援専門員に関わる事が多いケースであるが、それを補填する研修や体制が脆弱なため、市民課や高齢者福祉課など他課とも意見交換を行い、広い視野相談支援体制を充実させる取り組みが必要ではないか。 (「つなぐ窓口」に対する助言等) 大変意義のある取り組みであるが、自己評価の困難度の欄に記載されているとおり、「周知を一時的なものにとどめず、定期的な広報を継続していくことが重要である」と考える。外部評価委員である筆者自身もこの取り組みを把握できていなかったことから、さらなる周知の徹底が求められる。 (相談支援部会における研修の実施に対する助言等) 当日の参加者である相談支援専門員の人数が少なかった点が懸念される。各事業所の業務上の都合もあることから、研修内容をアーカイブ化し、それぞれが都合のよい時間に視聴できる環境を整えることが望ましい。 また、研修内容をもとに、災害時における初動対応の手順をタイムライン形式で整理したフォーマットを作成し、相談支援部会において災害時の相談支援専門員の役割と行動について学ぶ機会を設けることを提案する。		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	相談支援体制の整備においては、市内事業所における各相談支援専門員のスキルアップを図るとともに、サービス等の利用者が利用しやすい体制を整備する必要もあることから、制度や情報の周知に努め、相談体制の強化につなげたい。
プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

No	6	分類	生活支援に関する合理的配慮(専門知識・職業倫理の向上)	担当課等	障害福祉課
条文	第10条第3項	市及び事業者は、障害のある人への相談及び支援を行うに当たって、これらの事務を担当する者の専門知識及び職業倫理の向上に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)	
	障がい福祉事業所の職員の専門スキルにはまだ向上の余地がある。			職員の専門スキルを向上させる体制が整っている状態	
	中長期方針			障がい福祉に携わる職員の能力を向上させる。	
年度計画	地域生活支援拠点等整備と合わせて、障がい者の虐待防止や医療的ケア児等に関する専門的な研修を実施する。				

実施結果及び自己評価

	障害福祉課	経費(概ね)	円	内容
実施した内容	【子ども支援部会における研修の実施】 「将来を見据えた相談＆児発・放課後デイの支援について～家族へのアプローチも視野に～」というテーマで、別府市障害者自立支援協議会 相談支援部会部会長の相談支援事業所 いこ 舎川さんを講師に招き、親なきあと等の問題も見据えた、成長に応じた障がいのある児童及びその家族へのアプローチについて、各事業所において学ぶことができた。 【相談支援部会における研修の実施】 「相談支援専門員と『精神障がい者』にも対応した地域包括システム」と題し別府市障害者自立支援協議会 地域移行・地域定着支援部会部会長の地域生活支援センター泉より講師を招き、にも包括について、東部圏域の概況、別府市の動き、地域共生社会とのつながり、にも包括を身近にする障がい福祉サービスなどをグループワークなども交え、相談支援専門員が学ぶことができた。 【地域移行・地域定着支援部会における研修会の実施】 「精神障害者への基本的な対応」と題し、医療法人山本記念会 山本病院デイケア師長を講師に招き、市内の相談支援専門員及び介護支援専門員を対象に、精神疾患等への理解やその基本的な対応について講義いただき、精神疾患における早期介入や深刻化予防のための関係機関の連携等について学ぶことができた。			
自己評価	困難度	様々な研修が実施されており、さらに市との連携等が図れるよう努めたい。		
	達成度	各部会において、他の部会と連携を図りながら様々な研修を実施できた。		
	総合	B	自己評価のポイント	各部会において、関心の高い事項や相談支援専門員の資質の向上に寄与する研修が実施できている。
今後の取組	次年度以降も各種研修について、市も協力しながら実施していきたい。			

外部評価

評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性	☒ 達成度	☐ その他 ()
評価の理由	・援助者の質の向上に際しても終わりはないため、継続して研鑽を求める活動は必要となる。 ・別府市の現状や、抱えている課題について、各部会と市が連携しながら課題共有、理解へ向けて活動することができている。 ・様々な分野の研修が行われており、専門スキルの向上に繋がっている。 ・(子ども支援部会における研修の実施) 児童期から成人期への移行に伴い、児童福祉法に基づくサービスの中でどのように必要な力を育んでいくかについて学んだ。また、青年期においては18歳以降の生活を見据え、自立に向けて必要なスキル(自宅での過ごし方や余暇活動の充実等)を習得するため、ご家庭・放課後等デイサービス・相談支援事業者が連携することの重要性について理解を深めた。 (相談支援部会における研修の実施) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(にも包括)」について丁寧な説明がなされ、制度への理解が深まった。 (地域移行・地域定着支援部会における研修会の実施) 参加者である介護支援専門員より、精神疾患を有する利用者・家族への関わりに難しさを感じていたが、山本病院デイケア師長による講義が非常にわかりやすく、実践的な学びが得られたとの声が聞かれた。				
助言等	・今後も各種研修に市も参加することで、課題に対しての共通認識がもてるとよい。 ・研修後のアンケート結果で今後の研修テーマの選定や研修のブラッシュアップに繋げていくとより良い。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	サービス等の利用者のニーズや現状の本市の障がい福祉行政の実状の把握など、市職員や市内各事業所等における障害福祉に関わる職員のスキル向上や現状の共有を図りながら、将来を見据えた支援体制の構築に努めたい。
プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

No	7	分類	生活支援に関する合理的配慮(情報機器活用、情報提供)		担当課等	障害福祉課
条文	第10条第4項		市は、情報を取得又は利用することが困難な障害のある人に対して、情報を取得又は利用しやすくするための機器の活用の促進及び障害の特性に配慮した情報の提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)		
	情報通信機器の日常生活用具給付は実施されているが、障がいの特性に配慮した情報提供方法を更に充実させることが求められている。			ニーズに合った情報通信機器活用が可能な限りなされ、かつ障がいの特性に配慮して情報提供を行っている状態		
中長期方針	市役所に行かなくても手続きができる電子申請可能な事業を増やす一方で、障がいの特性に配慮した情報提供を行う。					
年度計画	地域生活支援事業で電子申請対応可能な事業を増やし、実施後可能な限りの手段で周知する。					

実施結果及び自己評価					
実施した 内容	障害福祉課	経費(概ね)	円	内容	
	【R7年度電子申請化した業務とその件数(対前年度比)】 ・身体障害者手帳再交付申請 13件(+9) ・療育手帳交付申請 36件(+12) ・療育手帳再交付申請 9件(+4) ・精神障害者保健福祉手帳 新規・更新・再登録申請(年金証書のみ) 15件(+15) ・精神障害者保健福祉手帳再交付申請 5件(+3) ・口座振替申請 6件(+2) ・障害者控除申請 10件(+3) ・ヘルプマーク 39件(-4) ・重度心身障害者タクシー利用券申請 4件(-22) ・顔写真を提出 649件(+559) ・日常生活用具申請 31件(+9) ・補装具申請 14件(+1) ・障害児利用者負担額更新申請 583件(+14) ・障害支援区分申請 41件(+23) ・自立支援医療(精神通院)1年目更新 14件(+14) ・自動車免許取得助成 2件(+2) 【つなぐ窓口に関する広報】 内閣府が、障がい者差別解消法に関する質問に回答すること及び障がいを理由とする差別等に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口で円滑につなげるための調整・取次を行うことを目的として設定された「つなぐ窓口」について市ホームページへ掲載するとともに市報でも広報を行った。当該WEBサイトにおいては、電話、メールの相談案内に加え、聴覚障がいがある方向けの手話リンク・フォームでの受付が可能となっている。障がいのある人のみならず、社会的障壁により多くの制限を受けている方等への窓口の周知を行うことにより、解決の一助となることが期待される。				
自己評価	困難度	市の手続等に関して、電子申請以外の観点での利便性の向上について検討していく必要がある。			
	達成度	これまでの広報などにより電子申請が浸透してきたと感じる。			
	総合	B	自己評価の ポイント	電子申請のみならず、窓口等での申請手続きの軽減に努めた。	
今後の 取組	次年度以降、電子申請の方法が個人情報保護の観点からマイナポータルを利用した「びったりサービス」に移行するため、広報や利便性の向上につながる工夫をした運用を心がけたい。				

外部評価				
評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性 ☒ 達成度 ☐ その他（	

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	今年度より導入される「びったりサービス」について、適正な利用ができるよう関係各課と協力し手続きを進めたい。
プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

No	8	分類	生活支援に関する合理的配慮(社会資源の充実)		担当課等	障害福祉課
条文	第10条第5項		市及び事業者は、障害のある人及びその家族の求めに応じ、重度の障害があっても安心して自立した生活を営むことができるよう必要な施策を講じるとともに、障害福祉サービス、障害のある人を支援する者その他の障害のある人にとって必要とされる社会資源の充実に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)					(目標)
	医療的ケアを必要とする人が地域で生活する上で必要な支援体制が整備され始めたが、社会資源も含め充実させることが求められている。				重度障がいのある人にとって十分な支援制度を構築するとともに、ニーズを満たすだけの社会資源がある状態	
中長期方針	社会資源を充実させる。					
年度計画	障害者自立支援協議会を通じて、関係者間の連携強化、人材育成等を行うことでソフト面の社会資源充実を図る。					

実施結果及び自己評価

実施した 内容	障害福祉課	経費(概ね)	216,000円 1,925,000円	内容	医療的ケア児等コーディネーター協議会委員謝礼金 医療的ケア児等コーディネーター協議会運営委託料
	【令和7年度別府市医療的ケア児支援事業の運用開始】 医療的ケア児の市内保育所への通園、公立学校への通学が可能になるための支援制度を子育て支援課、学校教育課が運用を開始。各課ごとの単独の利用ではなく、相互の連携を図りながら担当各課において各制度の周知や利用促進を行い、医療的ケア児の通園、通学及び日常生活の総合的な支援を心がけた。				
	【令和7年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修に関して】 県主催の医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者として、別府発達医療センターより社会福祉士、別府市医師会訪問看護ステーションより看護師、基幹相談支援センターである農協共済別府リハビリテーションセンターより主任相談支援専門員を推薦し、新たに別府市医療的ケア児等コーディネーターとして就任してもらった。新たな分野のコーディネーターの拡充により、多角的な医療的ケア児等のサポートが実践できることが期待される。				
自己評価	困難度	医療的ケア児等の支援において、複数化の運用が開始されたことによる手続きの複雑化などの問題点があったが、丁寧な説明等を行うことにより解消につなげたい。			
	達成度	新たな医療的ケア児等コーディネーターの就任により、医療的ケア児等のサポートの層が厚くなった。			
	総合	B	自己評価のポイント	医療的ケア児等コーディネーターの選出において、別府市の実状に即した人員の選出を行えた。	
今後の 取組	医療的ケア児等コーディネーターの活用方法について議論を深め、医療的ケア児等及びその家族のニーズに即した支援を模索したい。				

外部評価

評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性 ☒ 達成度 ☐ その他 ()
評価の理由	人員選出ができ、各方面の専門性のあるメンバーが加わったことは様々な状況に対応しうる幅が生まれ、利用者のメリットになると思われる。一方で、人員が揃った上で、市としての模索する方向性は必要ではないか。		
助言等	①コーディネーター協議会(以下、協議会)の活動が外には見えない。コーディネーターが活躍したモデルなどを示すといいのではないか。運営事務局がどのような活動をしたか、報告も欲しい。②協議会が、医療的ケア児等コーディネーターのための会議ではなく、地域の医療的ケア児のための会議として、保健師などの関係機関が参加できるように検討してもらいたい。(他市のように)		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	医療的ケア児等に関する支援制度について、医療的ケア児等コーディネーター協議会のあり方やコーディネーターの具体的な支援体制等について今年度も引き続き協議するとともに、制度の周知を図るよう広報等も努めたい。

プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

No	9	分類	生活環境に関する合理的配慮(道路整備)	担当課等	都市整備課
条文	第11条第1項	市は、道路の整備に当たって、障害のある人の通行及び公共交通機関の利用に支障がないよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)	
	道路の歩道がない状態、狭い・通行しづらい・点字ブロックがない状態で、障がいのある人にとって利用しにくい箇所が多数ある状態			障がいのある人にとって利用の妨げとなる状態(歩道がない、狭い、通行しづらい、点字ブロックがない)が解消された状態	
中長期方針	道路の新設・改修及び維持・補修を行う。				
年度計画	・道路整備にあたっては、歩道の幾何構造基準(幅員・横断勾配・舗装構成など)に基づきながら、障がいがある人に配慮した設計・施工に努めていきます。・維持補修工事にあたっては、障がいのある人をはじめ、高齢者や妊産婦、子ども連れの方など、段差等にとくに不便を感じる方から広く意見をいただき、多くの市民が利用しやすくなるよう整備に努めていきます。				

実施結果及び自己評価					
実施した 内容	(道路整備)	経費(概ね)	¥713,493,000	内容	道路整備に要した経費
	朝見～北石垣線外7路線において、歩道の拡幅や段差解消、点字ブロックの設置等を行った。				
	(維持補修)	経費(概ね)	¥93,700,000	内容	歩道補修等の工事費
段差解消や点字ブロックの設置などの歩行空間整備の工事を行った。また、継続して様々な意見を聞きながら、路面状況の悪い舗装の修繕等を行った。					
自己評価	困難度	歩道改修については、バリアフリー整備に関するガイドラインを参考にしながら設計を進めていくが、同一の路線でも場所により構造が異なるため、現地に合わせた最良な整備を検討することが難しい。			
	達成度	沿線の方や日常的に利用する方からの要望を取り入れ、可能な範囲で整備できたことが良かったと感じている。			
	総合	B	自己評価のポイント	すべての箇所ではないが、施工中や工事完了後に障がい当事者の方と現地立会をしていただき、意見を伺いながら、工事を進めることができた。	
今後の 取 組	通常の道路整備及び道路維持に加え、バリアフリー調査結果を基に歩道の段差解消に努めていく。また、必要に応じて障がい当事者の方に現地での立会をお願いし、意見を伺いながら、可能な限り要望に沿った整備をしていきたい。				

外部評価					
評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性	☒ 達成度	☐ その他 ()
評価の理由	・昨年に引き続き、一部地域では障がいのある方への歩道等の改善がなされているようだが、別府市全体をみるとまだ改善の必要性を感じる。一部の市民には伝わっているが、まだ全体には「見える化」が必要ではないか。				
助言等	・実施内容の見える化(透明化)を図っていただきたい。 ・道路不具合通報フォーム(LoGoフォーム)の利用の呼びかけや、講座の実施。 ・当事者団体(部会)と協働での取り組み。				

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	今年度中	
具体的な対応	引き続き、バリアフリー調査結果を基に対策工事を実施していくとともに、当事者団体(部会)と協働にてバリア箇所の調査・改善を図っていきます。また、実施内容の見える化については、必要に応じ情報提供を検討いたします。道路不具合通報フォーム(LoGoフォーム)の利用の呼びかけ及び講座の実施等を関係課と連携して取り組んでいきます。	

プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

No	10	分類	生活環境に関する合理的配慮(住宅確保)	担当課等	施設整備課 障害福祉課
条文	第11条第2項	市は、市営住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住戸を確保するよう努めるとともに、民間共同住宅においては、障害のある人にとって必要とされる住宅の整備が促進されるよう支援に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)	
	市営住宅内に段差が多数ある。			 段差の解消	
中長期方針	計画的に段差の解消を進める。				
年度計画	(施設整備課) 居住支援協議会設立に向けその構成員となる関係団体との協議を進める。 (障害福祉課) 関係各課や外部関係機関と連携し、体制整備に努める。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(施設整備課)	経費(概ね)	円	内容	
	居住支援協議会の設立に向けその構成員となる関係団体との協議を進め、設立準備を開始している。				
自己評価	(障害福祉課)	経費(概ね)	円	内容	
	【大分県居住支援セミナーin別府への参加】 大分県建築住宅課などが主催する「大分県居住支援セミナーin別府」に参加した。関係機関や団体等と、総合的・包括的な地域の居住支援体制の整備を進めるつながりの場とする別府市居住支援協議会の設立について等について協議した。				
自己評価	困難度	(施設整備課)		(障害福祉課)	
	達成度	(施設整備課) 居住支援協議会設立に向け関係団体との協議を進めた。		(障害福祉課) 会議等への出席にとどまっており、具体的な実績がなかった。	
	総合	B	自己評価のポイント	(施設整備課) A (障害福祉課) C	居住支援協議会の設立準備中。 障害福祉課としての具体的な取組がなかった。
今後の取組	(施設整備課) 別府市居住支援協議会を設立し、関係団体相互の連携を深め、居住支援に資する協議等を行う。 (障害福祉課) 次年度の別府市居住支援協議会の設立に向け開催される予定である総会に出席し、協議を進めていきたい。				

外部評価					
評価	A	改善点	☒ 計画の妥当性	☐ 達成度	☐ その他 ()
評価の理由	現状と目標等の記載からは外れているものの、いずれの担当課も年度計画を達成することができており、さらには居住支援協議会の設立期限(令和8年度中)も明確にされたことが評価できる。				
助言等	・条文と取り組みとの見直しの時期にきているのではないか(再設定時はぜひ協議会へも意見を求めてもらいたい) ・中長期計画には障害福祉課としての目標もあるとよいのではないか				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	(施設整備課) 別府市居住支援協議会について、令和8年度中に設立、協議会を開催して関係機関と協議していく。 (障害福祉課) 別府市居住支援協議会について、7年度末に設立事前打合せが行われ、令和8年度(月は未定)に設立総会が予定されており、年2～3回開催される協議会に参加し、関係機関との協議を重ねていく。

プラン変更の要否	否
修正前	(施設整備課) (障害福祉課)
修正後	(施設整備課) (障害福祉課)

No	11	分 類	生活環境に関する合理的配慮(保証人制度の整備)	担当課等	障害福祉課
条文	第11条第3項	市は、障害のある人の民間住宅の賃借を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる保証人制度の整備に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)	
	賃貸借契約の際に家賃保証会社から断られて、契約を締結できない場合がある。			保証人の有無などに関わらず、必要な人が民間住宅を賃借できる状態	
中長期方針	民間住宅を賃借する際の支援策を実施する。				
年度計画	居住支援に関する協議会の設立に向け関係機関との連携構築に努める。				

実施結果及び自己評価

	障害福祉課	経費(概ね)		内容	
実施した内容	【大分県居住支援セミナーin別府への参加】 大分県建築住宅課などが主催する「大分県居住支援セミナーin別府」に参加した。関係機関や団体等と、総合的・包括的な地域の居住支援体制の整備を進めるつながりの場とする別府市居住支援協議会の設立について等について協議した。				
自己評価	困難度				
	達成度	障害福祉課としての実施施策はなかった。			
	総合	C	自己評価のポイント	具体的な施策は講じていない。	
今後の取組	次年度の別府市居住支援協議会の設立に向け開催される予定である総会に出席し、協議を進めていきたい。				

外部評価

評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性 ☒ 達成度 ☐ その他（		
----	---	-----	---	--	--

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	別府市居住支援協議会について、令和7年度末に設立事前打合せが行われ、令和8年度(月は未定)に設立総会が予定されており、年2～3回開催される協議会に参加し、関係機関との協議を重ねていく。

プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

No	12	分類	生活環境に関する合理的配慮(公共的施設の設備の確保)		担当課等	障害福祉課
条文	第11条第4項		市及び事業者は、公共的施設において、障害のある人にとって必要とされる設備の確保に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)				(目標)	
	市の公共施設については、障がいのある人が利用する際の配慮が十分とはいえない。				市の公共施設については、可能な限り様々な障がいに配慮されたものであること。	
中長期方針	障がいのある人にとって配慮が必要な箇所を特定し、改善する。					
年度計画	別府市障害者自立支援協議会の意見や市ホームページの意見募集等を通じて、今後の施設整備の参考となる情報を関係課等と共有する。					

実施結果及び自己評価

実施した 内容	障害福祉課	経費(概ね)	300,000円 1,284,000円	内容	身体障害者福祉センター運営に要する経費 (修繕料、工事請負費)
	【身体障害者福祉団体協議会からの施設整備の要望について】 身障者体育館において雨漏り修繕(応急処置)や照明器具取替(緊急箇所)を順次実施した。令和8年度は体育館の雨漏りに係る全面修繕工事および照明器具全LED化を実施予定である。 【当事者部会におけるバリアフリー化についての協議】 当事者部会において市内の各施設等におけるバリアフリーへの対応について協議。担当課へ共有や合理的配慮についての理解を進めるために、NPO法人自立支援センターおおいた等が実施する合理的配慮に関するワークショップのチラシを市のネットワークシステムの掲示板へ掲示、チラシの配布等を行った。				
自己評価	困難度	既存の設備等の改修などについて、予算の制約の範疇での対応となる。			
	達成度	予算の確保が難しく、抜本的な解決に直結する施策が難しい。			
	総合	C	自己評価の ポイント	予算の制約上、施設改修等については小規模な対応となっている。	
今後の 取組	新設の公共施設などにおいては、障がい当事者の意見を反映できるよう協議に参加してもらい、既存の設備の改修などについても建設的な協議を積み重ねたい。				

外部評価

評価	C	改善点	☒ 計画の妥当性 ☒ 達成度 ☐ その他 ()
評価の理由	・予算制約の中で、雨漏り修繕や照明のLED化など、緊急性の高い箇所への対応を段階的に実施している点は評価できる。また、当事者部会での協議やワークショップ周知など、ソフト面での取組も進められている。一方で、抜本的な施設改善には至っておらず、全体としてのバリアフリー化の進展は限定的であるため、今回の評価に至る。		
助言等	・今後は、緊急対応にとどまらず、中長期的な施設改修計画を明確化し、優先順位を整理したうえで計画的に整備を進めることが求められる。また、当事者の意見をより具体的な設計・改修内容に反映させる仕組みづくりや、関係課との連携強化により、実効性のあるバリアフリー化を推進する必要がある。加えて、限られた予算の中でも効果的な改善が図れるよう、国・県補助制度の活用や民間連携の検討も重要である。		

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	別府市居住支援協議会について、令和7年度末に設立事前打合せが行われ、令和8年度(月は未定)に設立総会が予定されており、年2～3回開催される協議会に参加し、関係機関との協議を重ねていく。

プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

No	13	分 類	生活環境に関する合理的配慮(公共交通機関の利用の円滑化)		担当課等	政策企画課
条文	第11条第5項		市及び事業者は、障害のある人の公共交通機関の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる体制の整備及び研修の実施に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)		
	ノンステップバスやリフト付きタクシーの台数や乗務員が少ないなど、障がいのある人が必要ときに利用できる状態とはいえないのが現状である。			障がいのある人のニーズを満たすバスやタクシーの十分な台数や乗務員数が確保されているなど、障がいのある人が公共交通機関を利用したいときに利用できる状態		
中長期方針	交通事業者が障がいのある人の利便に資する輸送サービスに改善できるような環境づくり等を行う。					
年度計画	別府市公共交通活性化協議会において、障がい者福祉団体代表委員等から交通弱者のニーズ把握に努め、交通事業者との共通理解を図る。令和6年度に市で導入した福祉車両の利用率を上げるため広報に努める。福祉担当課と連携・情報共有しながら取り組む。					

実施結果及び自己評価					
実施した 内容	政策企画課		経費(概ね)	55,400,000円	内容 運行管理業務委託料 52,000,000円 移住支援金 3,400,000円
	○移動手段確保のため、令和6年度に引き続き、別府市主体で「湯けむりライドシェア」(定時定路線・コミュニティバス)の実証運行を継続。				
	○湯けむりライドシェア運行のため「福祉車両」を令和6年度に引き続き導入し、車椅子でも健常者と同じように乗りたい時に乗ることができる環境を整備。				
	○インクルーシブな交通施策実現に向けて共創プラットフォームを開催し、自立支援センターおおいたの職員、交通事業者等が集まる場で意見交換し、移動に係る問題、課題を共有した。 ○移住定住の促進を支援し、公共交通事業者の運転手不足の解消を図る目的の移住支援策を実施。				
自己評価	困難度	障がいのある人が公共交通機関を利用したい時に利用できる環境づくりに向けて、交通事業者とも協議を重ね、要請はするものの、乗務員不足等の問題ですぐに改善は厳しい状況である。			
	達成度	公共交通機関全体としての達成はまだ厳しい状況ではあるが、市でバリアフリー車両の導入ができた。			
	総合	A	自己評価のポイント	一部ではあるが、車椅子の方も利用できる輸送サービスを提供できた。	
今後の取組	「湯けむりライドシェア」の実証運行を継続し、障害のある人の移動手段確保に努める。				

外部評価				
評価	A	改善点	☒ 計画の妥当性 ☐ 達成度 ☐ その他（ ）	
評価の理由	公共交通事業者の運転手不足の問題はありつつも、湯けむりライドシェアの実証運行継続により、障がいのある方の移動手段の一つとして、必要な社会資源がある環境を維持できていることは大いに評価できる。			
助言等	・ライドシェアドライバー含む交通事業者に向けて、合理的配慮含む障がい理解(全障害+難病への理解)の促進に向けた研修や交通弱者の対象も幅広く捉えてほしい。 湯けむりライドシェアの利用実績や利用者の声を公表してほしい。			

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	交通事業者に対し、乗務員への研修等実施を要請する。 別府市公共交通活性化協議会において、湯けむりライドシェアの利用実績や利用者の意見を公表する。

プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

No.	14	分類	防災に関する合理的配慮(防災に関する計画)	担当課等	防災危機管理課 障害福祉課
条文	第12条第1項		市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、防災に関する計画を策定するに当たっては、障害のある人にとって必要とされる配慮に努めるものとする。		
現状と目標			(現状) 地域防災計画に障がいのある人への配慮(避難行動要支援者を含む)について記載済み。		(目標) 障害のある人やその家族が居住地域等において被る災害被害について理解し、備えることが出来る。
中長期方針			全ての障がいのある人やその家族が、日常かかわりのある福祉関係者や防災担当者とともに個別の防災計画を作成し、備えることが出来る。		
年度計画			(防災危機管理課) 相談支援事業所と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの心身の状況、ハザードの状況、人的環境に合わせた個別避難計画の作成を進めて行く。 (障害福祉課) 防災危機管理課による個別避難計画作成において、障害福祉課が可能な限り情報提供を行い、外部関係機関等にも協力を仰ぎ、より一層の連携強化を図る。		

実施結果及び自己評価						
実施した 内容	(防災危機管理課)	経費(概ね)	700,000円	内容	個別避難計画作成委託料	
	個別避難計画作成業務委託→主に「西地区」、「亀川地区」で関係する相談支援事業所に計画作成依頼。 計画作成後、地域関係者を踏まえた地域調整会議を実施。また、個別避難計画作成を円滑に行うため、事業所への訪問等による説明や避難行動要支援者宅への同行訪問等実施。					
	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容		
	・計画通り個別避難計画作成における情報提供は行った。 ・年度計画には入っていないが、これまで進行することがなかった「福祉避難所」について、防災危機管理課、高齢者福祉課とともに、現時点での市の方針(案)を協定締結をしている施設等への説明を行った。					
自己評価	困難度	(防災危機管理課) ・個別避難計画作成に必要な避難支援等実施者不足。 ・避難行動要支援者本人・家族や地域関係者、福祉専門職等で開催する「地域調整会議」の日程調整及び開催場所の調整等が困難。		(障害福祉課)		
	達成度	(防災危機管理課) 計画内容に課題を残しつつも地域関係者、福祉専門職等協力のもと、想定数に対し、一定程度作成できた。		(障害福祉課) 年度計画の個別避難計画作成に関しては前記「実施した内容」との通り。		
	総合	B	自己評価のポイント	(防災危機管理課)	A	困難事情がありつつも様々な関係者と関わり計画作成が進んでいるため。 計画にはない「福祉避難所」について運営方針等の協議ができた。
				(障害福祉課)	B	
今後の 取組	(防災危機管理課) 令和8年度は、主に「亀川地区」と「南地区」を対象として個別避難計画の作成を実施。引き続き関係する相談支援事業所と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの心身の状況、ハザードの状況、人的環境に合わせた個別避難計画の作成を進めて行く。 (障害福祉課) 個別避難計画作成に係る協働体制強化は引き続き行い、「福祉避難所」について実際の開設・運営に向け関係課と協議をし、協定締結施設等との連携を図る。					

外部評価					
評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性	☒ 達成度	☐ その他（ ）
評価の理由	・計画作成者数は大幅に増加は難しかった。次年度以降さらに作成者数を増加していく必要がある。 ・防災危機管理課担当者による、個別避難計画作成にかかる関係機関への周知や、相談支援事業所とともに個別ケースに応じて丁寧に丁寧にする姿が、個別避難計画作成完成へとつながっていると感じる。地域の方を含めた会議開催の場所や日程調整はとても大変であったと思うが、丁寧に丁寧に行われていた。 ・個別避難計画作成会議に当事者が様々な理由で参加できておらず、地域と当事者の顔の見える関係ができていないため、本当に災害が起きた時に活用できる計画の不安が残る。 ・個別避難計画の作成にあたり、防災危機管理課職員が相談支援専門員に対して丁寧に丁寧なヒアリングを実施したことにより、円滑な計画策定につながった。また、避難行動要支援者本人・家族、地域関係者および福祉専門職等が参加する「地域調整会議」の日程調整・進行について、防災危機管理課が主体的に担ったことで、福祉関係者が通常業務への負担を最小限に抑えながら参画することができた。 - さらに、関係者が一堂に会する機会を設けたことにより、それぞれの役割や対応可能な事項、および支援上の課題が明確化され、多職種・多機関による連携体制の強化が図られた。				
	助言等	・地域調整会議は、市の方も時間外で対応することが多かったと思う。今後、担当者を変更になったとしても、安定して維持ができるしくみがあれば安心だと思う。 ・個別避難計画を危険度の高い地域から個別のケースに合わせて計画作成がなされているが、見直す期間の設定があると、災害時により現状に合った計画になるのではないかと感じた。 ・熊本地震についての研修がとても為になったため、研修動画などを定期的に見返して記憶を風化させず、防災意識を高める取り組みがあると尚良いと感じた。 ・個別避難計画を危険度の高い地域から個別のケースに合わせて計画作成がなされているが、見直す期間の設定があると、災害時により現状に合った計画になるのではないかと感じた。			

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	来年度以降
具体的な対応	(防災危機管理課) 現在着手している地区の作成完了後、残存の地区に着手し作成者数の増加を図る。 また、作成後の計画の見直しは、本人・地域関係者・福祉専門職から情報の変更があった申し出や、定期的に記載情報の変更がないかの文章を本人に送付することで対応したい。 (障害福祉課) 個別避難計画作成に係る連携体制強化は引き続き行い、「福祉避難所」については異動等があった施設等も含め、今後の実際の開設・運営に向け関係課との協議を重ね、協定締結施設等との連携を図る。
プラン変更の要否	否
修正前	(防災危機管理課) (障害福祉課)
修正後	(防災危機管理課) (障害福祉課)

No	15	分類	防災に関する合理的配慮(被災の仕組みづくり)	担当課等	政策企画課 障害福祉課
条文	第12条第2項		市は、障害のある人及びその家族が災害時に被害を最小限にとどめるため、災害が生じた際に障害のある人にとって必要とされる支援の内容を具体的に定め、その整備を継続的に行うよう努めるものとする。		
現状と目標			(現状) モデル地域において障害のある人や家族とともに、福祉専門職の力を借りながら個別支援計画を作成し、居住地域住民と必要な支援内容を確認する調整会議を行い、訓練を開催して検証している。		(目標) 新たなモデル地域において障害のある人や家族とともに、福祉専門職の力を借りながら個別支援計画を作成し、居住地域住民と必要な支援内容を確認する調整会議を行い、訓練を開催して検証する。
中長期方針			全ての障がいのある人やその家族が、安心して安全に暮らし続けられるために必要な整備を行う(必要なことを具体的に可視化する)		
年度計画			(政策企画課)3つのアプリ(①要援護者用②支援団体用③避難所用)を利用して災害時の安否情報を市民から報告してもらうためのアプリ開発・理解研修・使用訓練を行う。 (障害福祉課) 福祉避難所について具体的な情報等が関係機関等や市民へ伝わるよう、協議を重ね周知し、新たな協定締結へつなげる。		

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(政策企画課)	経費(概ね)	1,580,000円	内容	①8部12課による庁内連携会議にてアプリ内容検討②各課関係団体へのアプリ説明(自立支援協議会等2件・児童福祉施設等3件・外国人協会等3件・施設長会議3件・福祉事業所会議等2件・自治会会議等2件・医師会・市民後見人の会・ケースワーカー等)③各種団体等アプリ体験研修2回・職員アプリ体験研修2回④アプリ体験訓練3回
	(障害福祉課)	経費(概ね)		内容	
	【福祉避難所に関する施策】 これまで進行することがなかった「福祉避難所」について、防災危機管理課、高齢者福祉課とともに、現時点での市の方針(案)を協定締結をしている施設等への説明を行った。 【相談支援部会における研修の実施】 「相談支援専門員と行政機関の災害時連携～相談支援専門員の初動対応を考える～」と題し、熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会の副会長、千代丸さん、美里町役場福祉課障がい生活支援係長の本住さんを講師に招き、災害時対応に関する研修を開催。①大規模災害が発生した時の相談支援専門員の初動対応②行政機関との災害時連携③防災計画や個別避難計画との連動について、体験を交えた話をうかがい、相談支援専門員の資質向上や情報共有に務めた。				
自己評価	困難度	(政策企画課) 今年度は、試作アプリにて使い勝手の体験や検証をおこなった。勿論、知ってもらい今後情報を入力してもらう周知活動も同時に行った。まだまだ多くの要援護者や市民への周知・理解・利用を促す行為が必要。		(障害福祉課)	
	達成度	(政策企画課) 目標としていたところにはアクションを起こすことができた。		(障害福祉課)	福祉避難所の開設に関して、現状把握などができた。
	総合	B	自己評価のポイント	(政策企画課) B (障害福祉課) B	目標にしていた活動は行ったため 福祉避難所の開設に関して、現状把握などができた。
今後の取組	(政策企画課) 次年度からは、より多くの市民へ使用してもらえるアクションを起こす。(命と暮らしを守る取り組みの理解と協力を伝える)①教育委員会にて子どもたちのアプリ利用訓練②防災危機管理課との協働に寄り、防災士研修でのアプリ利用訓練③その他、広報にて依頼があったところへの訓練。9月1日防災の日の市民アプリ入力訓練の開催。 (障害福祉課) 福祉避難所について具体的な情報等が関係機関等や市民へ伝わるよう、協議を重ね周知し、新たな協定締結へつなげる。				

外部評価					
評価	B	改善点	計画の妥当性	達成度	その他()
評価の理由	・当事者および関係者の防災リテラシーを高める活動は継続して実施していく必要がある。 ・アプリについての活用方法の周知や体験の機会を設けていた。 ・相談支援部会における「熊本地震」を題材とした、災害時のリアルなイメージができる研修は研修受講者からの評判も良かった。 ・よりよい福祉避難所を作るには今後当事者・関係機関から意見を聞きながらブラッシュアップさせながら検討していく余地があると感じる。 ・「相談支援専門員と行政機関の災害時連携～相談支援専門員の初動対応を考える～」と題した研修が開催され、障がい者相談支援事業連絡協議会副会長および役場福祉課障がい生活支援係長を講師に招いたことは、実務に精通した立場からの知見を共有する機会として有意義であったと評価できる。 研修では、①大規模災害発生時における相談支援専門員の初動対応、②行政機関との災害時連携、③防災計画・個別避難計画との連動について、実体験を交えた内容が提供されたことにより、相談支援専門員の実践的な資質向上および関係者間の情報共有に効果的に寄与したものと評価できる。				
助言等	・政策企画課と障害福祉課の間で情報共有や連携をとり、各関係機関への周知方法を統一できれば、よりよくなると思う。 ・「熊本地震」についての研修がとても為になったため、研修動画などを定期的に見返して記憶を風化させず、防災意識を高める取り組みがあると尚良いと感じた。				

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	今年度中	
具体的な対応	(政策企画課) 日中に夜間の避難所を想定した訓練に障がい当事者の参加も募り、併せてアプリ利用についても体験してもらう。 (障害福祉課) 防災時、障害のある人へのサービス提供等が途絶えることのないよう関係課等との連携を継続する。	

プラン変更の要否	要
修正前	(政策企画課) (障害福祉課)
修正後	(政策企画課)当初の取り組みに加えて、大分県気象台、日本赤十字社大分県支部、大分県社会福祉協議会とともに企画会議を行い、障がい当事者も参加する避難所一泊体験(日中に夜間を想定)を通じて困りごとの確認とアプリ入力により、自分の状況を知らせるという体験を行ってもらう。 (障害福祉課)

No	16	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮等(雇用・就労の環境整備)	担当課等	職員課
条文	第13条第1項	市及び事業者は、障害のある人にとって必要とされる雇用及び就労に関する環境を整備するよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)	
	令和5年度に障がい者の受験資格要件を緩和するとともに、合理的配慮の求めがあった場合可能な限り対応することとしている。就労環境の整備については改善の余地がある。			障がい者が採用試験受験や就労の障壁になることがない状態	
中長期方針	採用試験における合理的配慮を推進するとともに、職場のユニバーサルデザイン化その他就労環境の整備を進める。				
年度計画	法定雇用率以上の雇用を継続するため、多角的な広報を行うとともに、障がいのある人から合理的配慮の求めがあった場合、その都度対応するものとする。また、試験案内に配慮の例を記載し、配慮を求めたことにより不利益になることはない旨の表記をするなど、配慮が必要な人が申しやすい環境づくりに努めたい。				

実施結果及び自己評価					
実施した 内容	職員課	経費(概ね)	0円	内容	
	令和7年度は、7月と9月に職員採用試験の第1次試験を実施。市報、別府市ホームページ、別府市公式SNSを通じて広報を行った。また、県内の支援学校等にも申込案内を送付し、障がい福祉サービスの就労移行事業所と密に連絡がとれるハローワークや、障害福祉課へ広報依頼するなど広く申込者を募った。職員採用試験は夏試験と秋試験で職務経験者を、会計年度任用職員採用試験においても障がいのある方を対象とした試験を実施した。 試験案内には車椅子の使用や点字等の利用希望の配慮を行うことを記載し、試験申込時に試験等の配慮についての選択肢(A車椅子利用、B補装具の持込使用、C手話通訳希望、D駐車場利用、Eその他自由記述)を作り、身体障がい以外の配慮もより詳細に申出ができるようにした。また、特別な配慮の有無が可否に影響することはない旨も記載した。申出は身体的だけでなく精神的な配慮希望もあり、対応した。				
自己評価	困難度				
	達成度	採用試験時の合理的配慮について、実際の受験者からの求めはなかったが、受付後の移動距離を考慮し、面接試験会場を受付から近い場所に設置した。また、就労環境の整備については、今年度要望等に基づく具体的な環境整備は実施しなかった。			
	総合	B	自己評価のポイント	計画を概ね達成したため。	
今後の取組	広報活動については、引き続き、障害福祉課と連携をとりながら進めていきたい。 就労環境の整備については、別府市障害者活躍推進計画に基づき、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。				

外部評価				
評価	A	改善点	☐ 計画の妥当性 ☒ 達成度 ☐ その他（ ）	
評価の理由	SNSでの広報に加え、支援学校やハローワークにも申込者を募る等、多角的な広報活動がなされたことを評価したい。 試験案内に関しても、配慮例の改善によって身体障がいの方以外への配慮も考慮されているように感じる。			
助言等	今後も幅広い広報活動や障がいを持たれている方への配慮に関する取り組みを継続していただければと考える。			

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	広報活動は、引き続き障害福祉課と連携を取りながら進めていく。就労環境の整備については、別府市障害者活躍推進計画に基づき、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。

プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

No	17	分 類	雇用及び就労に関する合理的配慮等 (就労へ向けての支援体制づくり)	担当課等	障害福祉課
条文	第13条第2項	市は、障害のある人の希望と適性に応じ、障害のある人が一般就労又は福祉的就労を行えるよう、行政、企業、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。			
現 状 と 目 標	(現状)			(目標)	
	希望と適性に応じた就労を行うことができない 人が多く存在する。			多くの障がいのある人が、希望と適性に応じ た一般就労・福祉的就労を行うことができる。	
中長期 方針	支援体制を構築するため、雇用・就労ネットワークを構築するものとする。				
年度 計画	各制度周知や就労支援機関との連携を図っていく。				

実施結果及び自己評価

	障害福祉課	経費(概ね)	1,133,000円 11,693,000円	内容	職場実習促進事業委託料 重度障害者等就労支援特別事業委託料
実施した 内容	【自立支援協議会就労部会の取組】 ・市内の共同浴場における清掃人材の不足について、市温泉課の職員を招き、就労継続支援B型事業所へ向けての説明会を開催。 ・令和7年10月より運用が開始された「就労選択支援事業」における、実施状況の報告や事例共有を行い、現時点での課題抽出や改善点についての協議を行った。 ・就労継続支援A型事業所の近況報告会を開催し、事業所間の連携の強化に努めた。				
	【障がい者職場実習促進事業 R4～】 就職を目指す障がい者と、その雇用に取り組む企業のマッチングを行い、就労に関する不安等の解消をし、障がい者が各自の適性に合った就職ができるよう支援することで、一般就労を促進する事業を実施。令和7年度からは大分県による同様の事業が開始されることから、今後は県と連携をしながら、障がい者の一般就労を促進する。(令和7年度実施件数 16 件)				
	【重度障がい者等就労支援特別事業R5～】 重度障がい者等へ通勤支援や職場等における支援を実施することで、重度障がい者等の就労継続やその機会を創出。制度周知についても相談支援事業所などへ積極的に行ってきた。(令和7年度実施件数 8件)				
自己評価	困難度				
	達成度	自立支援協議会就労部会において、市内求人への事業所への広報や令和7年度から開始された就労支援選択制度の運用に関する協議を行うことができた。			
	総合	B	自己評価のポイント	就労支援部会を中心として雇用や就労に関する課題に取り組めた。	
今後の 取組	次年度以降も就労支援部会と連携し、障がい者の就労支援に尽力したい。				

外部評価

評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性 ☒ 達成度 ☐ その他（
----	---	-----	---

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	障害者職場実習促進事業や重度障がい者等就労支援特別事業について、就労支援部会等と協力、連携しながら今後も周知に努めたい。

プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

No	18	分類	雇用及び就労に関する合理的配慮 (雇用創出の促進)	担当課等	職員課 障害福祉課
条文	第13条第3項	市は、障害のある人の就労を推進するため、障害の適性に応じた雇用の創出の促進に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)	
	障がいのある人の雇用先が少ない。			障がいのある人にとって多様な雇用先が確保されている状態	
中長期方針	障がいのある人の民間での雇用を促進するとともに、市役所での雇用の場の確保を検討する。				
年度計画	(職員課)引き続き雇用の場の確保を検討し、採用に向けて取組む。 (障害福祉課) 障がい者雇用枠に知的障がい者、精神障がい者が採用されていく現状から、庁内の合理的配慮の推進が急務になっている。障がい者枠による採用者に対する職員の配慮に関して、職員課と連携し進めていく。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(職員課)	経費(概ね)	0円	内容	職員採用試験
	令和7年度職員採用試験では、障がいのある人を対象とした正規職員を夏試験で1名、秋試験で1名、会計年度任用職員を1名程度募集した。				
	(障害福祉課)	経費(概ね)		内容	
自己評価	【庁内 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム学習会】 自立支援協議会 地域移行・地域定着支援部会の主催により、本市職員(正規・非正規)を対象に、「にも包括の概要と地域共生社会とのつながり」など、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム学習会を実施し、33名の職員が参加。にも包について考えるグループワークも行い、各職員における「にも包括」について理解促進の助力になった。				
	困難度	(職員課)		(障害福祉課)	
	達成度	(職員課)令和7年度職員採用試験では、障がいのある人を対象とした正規職員を夏試験で1名、秋試験で1名、会計年度任用職員を1名程度募集した。正規職員0名、会計年度任用職員2名採用予定。		(障害福祉課) 地域移行・地域定着支援部会の主催による「にも包括」の研修を開催でき、共生社会についての理解促進が進んだ。	
今後の取組	総合	B	自己評価のポイント	(職員課) B (障害福祉課) B	市役所内に雇用の場を設け、2名採用予定だが、正規職員が採用予定数に満たなかったため。 市職員に向けた研修の開催により、にも包括への理解の浸透を進めた。
	(職員課) 引き続き雇用の場の確保を検討し、採用に向けて取組む。 (障害福祉課) 市職員への研修を通じて、障がいのある方の働きやすい土壌づくりに今後も寄与していきたい。				

外部評価				
評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性 ☒ 達成度 ☐ その他（	

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	来年度以降	
具体的な対応	(職員課) 引き続き雇用の場の確保を検討し、採用に向けて取り組むとともに、より効果的な情報発信についても検討する。 (障害福祉課) 市職員への研修を通じて、障がいのある方の働きやすい土壌づくりに今後も寄与していきたい。	

プラン変更の要否	否
修正前	(職員課) (障害福祉課)
修正後	(職員課) (障害福祉課)

No	19	分類	保健及び医療に関する合理的配慮 (医療に関する支援)	担当課等	障害福祉課
条文	第14条第1項	市は、障害のある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療、自治委員、民生委員、児童委員その他の関係者と連携し、障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深め、支援に努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)	
	関係者・関係機関の間での連携体制は整ってきている。医療の分野では合理的配慮の推進の余地がある。			医療の分野での合理的配慮が十分なされている状態	
中長期方針	医療分野での合理的配慮を推進するための施策を講ずる。				
年度計画	医療的ケア児等のサポート体制について、各関係機関と連携を図り、支援体制の充足を図る。				

実施結果及び自己評価

	障害福祉課	経費(概ね)	1,925,000円	内容	医療的ケア児等コーディネーター協議会運営委託料
実施した内容	【令和7年度別府市医療的ケア児支援事業の運用開始】 医療的ケア児の市内保育所への通園、公立学校への通学が可能になるための支援制度を子育て支援課、学校教育課が運用を開始。各課ごとの単独の利用ではなく、相互の連携を図りながら担当各課において各制度の周知や利用促進を行い、医療的ケア児の通園、通学及び日常生活の総合的な支援を心がけた。 【令和7年度医療的ケア児等コーディネーター養成研修に関して】 県主催の医療的ケア児等コーディネーター養成研修受講者として、別府発達医療センターより社会福祉士、別府市医師会訪問看護ステーションより看護師、基幹相談支援センターである農協共済別府リハビリテーションセンターより主任相談支援専門員を推薦し、新たに別府市医療的ケア児等コーディネーターとして就任してもらった。新たな分野のコーディネーターの拡充によりより多角的な医療的ケア児等のサポートが実践できることが期待される。				
自己評価	困難度				
	達成度	医療的ケア児等へのサポート体制の強化を図ることができた。			
	総合	B	自己評価のポイント	訪問看護事業所等から新任の医療的ケア児等コーディネーターを迎え、支援体制の充足に努めたい。	
今後の取組	医療的ケア児の支援制度の充足に向け、医療的ケア児等コーディネーター協議会等により求められるサポート体制について協議を重ね、実践的な運用に結び付けたい。				

外部評価

評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性 ☒ 達成度 ☐ その他（ ）		
評価の理由	医療的ケア児等コーディネーター協議会が運営されており、一定の評価ができる。また、今年度は県の取り組みもあり、市内に医療的ケア児等コーディネーターが増えたことも評価できる。				
助言等	・素晴らしい取り組みをなされていると感じるが、評価のためにも支援事業費等についてもう少し内訳などを知りたい。 ・現状、レスパイト事業や協議会の運営などの体制が整ったことから、本条項に対する大きな取り組みとしては別のものに代えても良いのではないかと。				

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	医療的ケア児等コーディネーター協議会の運用方法やコーディネーターの活用について、今後も協議を重ね、実際の利用者の支援につながる体制作りを努めたい。

プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

令和7年度			別府市共生社会形成プラン評価シート		事業No 20	
No	20	分 類	保健及び医療に関する合理的配慮 (緊急事態の際の対応の確立)	担当課等	障害福祉課	
条文	第14条第2項	市は、障害のある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立するよう努めるものとする。				
現状 と 目 標	(現状)				(目標)	
	障がいの特性によっては、急な発作やパニックに陥る、親等の急な入院や死亡等により支援する人がいなくなる等のケースもあり、緊急時の受け皿となる体制が不十分な状態				常に緊急時に対応できる相談窓口や医療につなぐ仕組みが整備されている状態	
中長期 方針	緊急事態の際の対応の確立					
年度 計画	緊急時の対応について、地域生活支援拠点整備と合わせて、基幹相談支援センターや自立支援協議会と連携し、整備していく。					

実施結果及び自己評価					
実施した 内容	障害福祉課	経費(概ね)	8,560,000円	内容	緊急対応型セーフルーム運営業務委託料
	【基幹相談支援センターの取組】				
	①指定特定相談支援事業所へのアウトリーチ相談(基幹相談支援センターコーディネーターが指定特定相談支援事業所を定期訪問し、ケース相談・相談支援事業全般・協議会への参画等現状の困りごとについて意見交換する場を設けている。)				
	②総合相談体制の充実(障害福祉サービス利用如何に関わらず、地区割をした基幹相談支援センターが連絡を受け、相談対応する仕組みを構築している。)				
	③発達相談会からの相談体制について(別府市健康推進課が主催する発達相談会のケース相談が基幹相談支援センターで受け取ることができる体制を整備している。)				
自己評価	【緊急対応型セーフルーム委託事業の運用開始】				
	虐待・放置等による緊急事態のため、一時的に保護が必要となった障がい者に対して即応できる施設がこれまで存在せず、その社会資源不足の補完として障害者総合支援法における短期入所(ショートステイ)事業の拡大解釈により、事業者の養護者に対する支援等に関する法律第10条により、居室の確保の対応を講じなければならず、法の適正運用を図るため、社会福祉法人が新設するGHの1室を占有する委託事業を令和7年度より運用を開始した。				
	令和7年度における利用実績 5件				
	困難度				
	達成度	障がい者の虐待等に早急に対応するためのセーフルームの運用を開始し、事象の発生から遅滞なく対象者を保護できる環境を整えることができた。			
今後の 取組	総合	A	自己評価の ポイント	緊急時の対応が可能な施設を確保できた。	
	基幹相談支援センター等との連携を図りながら、虐待の早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護を行うことにより障がい者の権利利益の擁護に資する。				

外部評価						
評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性	☐ 達成度	☐ その他（ ）	
	・緊急時の対応に関するセーフルームの運用が開始されたことは良かった。今後、地域生活支援拠点等の充実に関する緊急時の対応にも網羅した運用ができるとより良いものになると感じている。 ・セーフルームの設置を行い、実際の利用実績は5件ということで、その後のどのようなものになったのか。その際に見えた課題はどのようなものだったのかフィードバックする必要がある。 ・総合相談の体制や緊急対応型セーフルームの委託など緊急時の対応の流れはイメージしやすい。しかし、実際受け皿となる病院や施設、窓口など、曜日や時間帯によっては対応できない機関や定員などより具体的に体制整備の詰めを行う必要がある。 ① 指定特定相談支援事業所へのアウトリーチ相談 指定特定相談支援事業所へのアウトリーチ相談を通じて、普段接する機会の少ない相談支援専門員同士が直接顔を合わせ、互いの課題や情報を共有できる場が設けられた。また、基幹相談支援センターがファシリテーターとして機能することで心理的安全性が確保され、参加者が率直に発言できる環境が整っており、効果的な取り組みとして評価できる。 ② 総合相談支援体制の充実 基幹相談支援センターのアドバイザーがスーパーバイザーとしての確かな助言を行うとともに、相談支援専門員の心理的負担にも寄り添った支援を行っている。これにより、指定特定相談支援事業所が困難事例を抱え込むことなく対応できる体制の構築に大きく貢献している。また、特に対応が困難なケースについては、基幹相談支援センターが直接引き受けるなど、柔軟な支援体制が整備されていることも評価できる。 (緊急型セーフルーム委託事業の運用開始) 別府市においては地域生活拠点の整備が十分に進んでいない現状にあることから、緊急時における避難先として緊急型セーフルーム委託事業が運用開始されたことは、地域における緊急対応体制の整備に資するものとして高く評価できる。					
評価の理由						
助言等	・緊急事態への備えは必要であるが、全てのケースに対応できる体制整備を行うのは困難であり、親なき後やクライシスプランなどを作成するなど緊急事態を予防できる対策に尽力する方が合理的であると考えられる。 ・緊急時の受け入れ先については一定の確保がなされているものの、現地への送迎対応や必要な荷物の準備など、緊急時における具体的な支援プロセスおよび関係者の役割分担が明確に定められていない状況にある。円滑な緊急対応を実現するためには、支援の主体となる機関・担当者を明確化し、対応手順を含めた運用マニュアルの整備が求められる。 また、現状では受け入れ可能な居室が1床にとどまっているため、先に利用している方が虐待案件の発生により居室を退去しなければならない事態が生じ得る構造となっている。利用者の安心・安全な生活を保障する観点から、受け入れ可能床数の拡充、および利用優先順位に関する明確な運用基準の策定について、早急な検討が望まれる。					

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	・緊急時の対応に関するセーフルームの運用が開始され、実際の運用からの課題抽出や制度の周知などを検討し、実際の緊急時に迅速に対応できる体制づくりに努めたい。

プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

No	21	分類	保健及び医療に関する合理的配慮(保健事業・医療支援の利用円滑化)	担当課等	健康推進課 障害福祉課
条文	第14条第3項	市は、障害のある人の保健事業又は医療支援の利用を円滑にするため、障害のある人にとって必要とされる制度の整備を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)	
	健康教室は障がいのある人の利用が多いとはいえず、健康診断は配慮が十分とはいえない。また、医療支援として重度心身障害者医療費助成制度があり、県内医療機関等での受診については申請不要であるため対象者の負担は軽減されている。 			健康教室・健康診断は、障がいのある人に対する配慮が十分になされ、利用しやすい状態にある。重度心身障害者医療費助成制度は、来庁せずとも医療費の支給が受けられる仕組み	
中長期方針	健康教室・健康診断については、障がいのある人にどのような配慮が必要か検討し、実施する。重度心身障害者医療費助成制度については、今後も円滑な対応や処理ができるよう業務遂行する。				
年度計画	(健康推進課) 保健事業(健康教室、健康診断等)については、障害のある方への対応方法を関係機関と検討し、市報等でわかりやすく広報する。 (障害福祉課) PMH事業実施に伴う各医療受給者の受給資格のオンライン化の実施に伴う、今後の検討課題等を検討し、受給者の利便性の向上を図る。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	(健康推進課)	経費(概ね)	0円	内容	
	ホームページ・市報において健診の受診等に不安のある方の相談先として当該問合せ先を掲載した。結果として、問合せはなかった。				
実施した内容	(障害福祉課)	経費(概ね)	0円	内容	
	令和7年度より重度心身障害者医療費及び自立支援医療(更生医療)、自立支援医療(育成医療)について、デジタル庁がマイナンバーカードを活用したデジタル化の取組みを推進するために開発した「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム(Public Medical Hub)」を活用。PMH事業は、公的な医療費助成等についてマイナンバーカードを活用し、医療機関等での受給資格のオンライン確認を可能にするシステムとなっている。受給資格者の利便性の向上に寄与した。				
自己評価	困難度	(健康推進課)		(障害福祉課)	
	達成度	(健康推進課)		(障害福祉課)	
	総合	B	自己評価のポイント		
自己評価			(健康推進課)	A	計画を達成できた。
			(障害福祉課)	B	PMHの制度に対応したシステム改修を年度当初までにを行うことができた。
	今後の取組	(健康推進課) 引き続き、障がいのある人等配慮が必要な人が安心して健診を受けられるよう、健診委託先と情報共有し周知を行う。健康教室への申し込みがあった際には安心して参加できるように配慮していきたい。 (障害福祉課) PMH事業が円滑に運用されるように官民で連携を取りながら、障がいのある方の医療機関の受診の利便性の向上に努めたい。			

外部評価					
評価	A	改善点	☒ 計画の妥当性	☐ 達成度	☐ その他 ()
評価の理由	デジタル庁の取り組みにしっかりと協力することができている。現状、自立支援医療においてそこまでマイナ保険証が使われていないことから利活用自体は少ないとの話を聞いているが、連携が可能にできていることに意味があると考えます。				
助言等	条項に沿って医療支援の利用を円滑にすることについては進んでいると思われるが、もう少し中長期方針等と整合性のある年度計画(または年度計画と整合性のある中長期方針)であるほうが良いのではないかと				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	(健康推進課) 引き続き、障がいのある人等配慮が必要な人が安心して健診を受けられるよう、健診委託先と情報共有し周知を行い、健康教室への申し込みがあった際には安心して参加できるように配慮していく。 (障害福祉課) 障害者医療費助成制度の活用について、利用者の利便性の向上に寄与する制度の運用を心かける。

プラン変更の要否	否
修正前	(健康推進課) (障害福祉課)
修正後	(健康推進課) (障害福祉課)

令和7年度		別府市共生社会形成プラン評価シート		事業No		22	
No	22	分類	保育及び教育に関する合理的配慮 (統合保育・統合教育の実施)	担当課等	子育て支援課 学校教育課		
条文	第15条第1項	市は、小学校就学前の障害のある人に対し、共に生き、共に育ち合うことを基本とし、他の子どもとともに保育及び教育を実施するよう努めるものとする。					
現状と目標	(現状)			(目標)			
	保育については、課主催の障がい児保育全体研修会を年2回実施し、保育コーディネーターを中心とした園内研修を実施することで共通認識のもとに保育にあたっている。教育については、いきいきプラン支援員48人を派遣するなど体制整備を行っている。ただし、職員のスキル等が十分とまではいえない。			ソフト面での支援が十分なされ、障がいのある子どもが抵抗なく障がいのない子どもとともに保育園・幼稚園で過ごせる状態			
中長期方針	個々の職員の障がいのある人への対応スキルを向上し、組織としても支援体制を整える。						
年度計画	(子育て支援課) 医療的ケア児の地域生活支援の向上及びその家族の負担軽減を図るため、医療的ケア児の支援体制の整備を図る。 (学校教育課) ・令和7年度は、51名の支援員を派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じたきめ細やかな支援を行うために、人材の確保と専門性の向上に努める。 ・子どもの教育活動を保障し、保護者負担の軽減を図るため、令和7年度から医療的ケア児支援事業に取り組む。						
実施結果及び自己評価							
実施した内容	(子育て支援課)	経費(概ね)	1,500,000円	内容	訪問看護師派遣委託料		
	令和7年度から保育所、認定こども園、私立幼稚園に在籍する子どもを対象とする「保育所等における医療的ケア児支援事業」を開始し、2名の利用があった。						
自己評価	(学校教育課)	経費(概ね)	128,120,000円	内容	特別支援教育支援員賃金予算額		
	・幼稚園、小・中学校に特別支援教育支援員を51名派遣し、特別な支援を必要とする園児・児童・生徒に対して、個に応じたきめ細やかな支援を行った。 ・特別支援教育支援員の専門性向上のために、特別支援教育支援員研修会を行った。						
自己評価	困難度	(子育て支援課) 各関係機関と連携しながら新規事業を立ち上げ、利用につなげた。			(学校教育課) ・年々増加する特別な支援を必要とする子どもの人数に対して、特別支援教育支援員の人数が不足している。 ・個別の支援を必要とする子どもに対して、支援員の専門性の向上が必要。		
	達成度	(子育て支援課) 広報活動を行い、2名の実施につなげたため、一定の成果を上げたものと考えている。			(学校教育課) ・特別支援教育支援員が支援を行ったことで、対象の園児・児童・生徒(320人)に離席の回数が減ったなどの変化が見られたと回答した幼稚園、小中学校が100%だった。		
	総合	A	自己評価のポイント	(子育て支援課) A (学校教育課) A	新規事業を立ち上げ、初年度から2名の利用につなげることができたため 一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を行うことにより、子どもの困りが軽減されるなどの変化が見られた。		
今後の取組	(子育て支援課) 引き続き事業を実施しつつ、利用者の声を聴き改善すべき点があれば改善を図る。 (学校教育課) ・令和8年度は、53名の支援員を派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個に応じたきめ細やかな支援を行う。 ・特別支援教育支援員に専門性の向上を図るため、特別支援教育支援員研修会を実施する。 ・子どもの教育活動を保障し、保護者負担の軽減を図るため、医療的ケア児支援事業に取り組む。						
外部評価							
評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性 ☒ 達成度 ☐ その他 ()				
評価の理由	医療的ケア児の対応について：子育て支援課の取り組みで、2名の利用があることは大きな成果。だが医療的ケア児を受け入れてくれる園はかなり限定されており、昨年も見つからずに困るケースがあった。受け入れられる体制づくりや周知こそ、市に取り組んで頂きたい。支援員について：人の確保はありがたいが、子どもの特性に応じて、支援員側の支援の向上も期待される。						
助言等	①どうしたら医療的ケア児を受け入れることができるか調査をし、結果からできることを検討してもらいたい。②医療的ケア児の受け入れ体制の整備は容易ではなく、コーディネートする役割や、関係機関の密な連携が必要であった。今後も、行政も含め連携しながらの支援を期待する。③学校教育課の特別支援教育支援員研修会は、採用前から受け入れるなど、充実の検討をしてもらいたい。④特別支援教育支援員の対応で子どもの離席減の成果だけでなく、どれだけクラス全体での学習保障ができたかを大切にもらいたい。支援員の実稼働日数なども知りたい。						
評価結果をふまえた対応							
対応する時期	今年度中						
具体的な対応	(子育て支援課) 案件の有無に関わらず、日頃から園との連絡を密にし、医療的ケア児等の受入について理解を得ることにより、受入可能な園を増やしていきたい。 (学校教育課) 令和8年度は5月に支援員研修会を実施し、支援方法についての研修を行った。具体的な支援の内容については個別の指導計画を用いて担任と共有した上で、支援員が支援を行う。個別の指導計画の内容については、年4回実施する特別支援教育専任教員研修に指導主事も参加している(7月現在、2回実施済み)。そこで一人一人の子どもに実態に応じて必要な指導や支援について研修した上で個別の指導計画を作成し、その内容に基づいて支援員が実際の支援を行う。						
プラン変更の要否	否						
修正前	(子育て支援課) (学校教育課)						
修正後	(子育て支援課) (学校教育課)						

No	23	分 類	保育及び教育に関する合理的配慮 (教職員への研修実施)	担当課等	学校教育課
条文	第15条第2項	市は、子どもたちに、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害のある人に対する差別又はいじめを根絶するため、教職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある人及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。			
現 状 と 目 標	(現状)		(目標)		
	教職員の障がいに対する理解をより深めるために、毎年度特別支援教育コーディネーター研修を実施するなど、研修の機会を創出している。		教職員が障がいに対する理解を十分に有している状態		
中長期 方針	各教職員が障がいに対する理解をより深めることができるよう研修等の場を十分に提供する。				
年度 計画	障がいのある園児児童生徒の理解や学校(園)内及び関係機関と連携した支援等について、各種研修を実施する。				

実施結果及び自己評価

実施した内容	学校教育課		経費(概ね)	0円	内容
	・7月に別府市主催の「特別支援教育コーディネーター研修会」を実施し、35名が参加した。「個別の指導計画」推進教員(大分県立南石垣支援学校 古長俊亜先生)を講師として、園児・児童・生徒の理解や就学に関すること、特別支援学校との連携について理解を深めることができた。 ・「個別の指導計画」推進教員が市内小中学校全てを訪問し、各校の特別支援教育コーディネーターへ「個別の指導計画」の作成や指導のポイントについての助言等を行った。 ・特別支援学級初年度教員対象の、県主催「特別支援学級担当教員研修」に、14名が参加した。特別支援学級の経営や障がい特性に応じた支援の充実等に対する理解を深めることができた。 ・大分県教育委員会及び大分県教育センターが主催する研修会への参加を積極的に勧めた。				
自己評価	困難度	学校現場を離れての研修は、時間的に制約がある。また、研修内容を各学校(園)に還元することにも課題がある。			
	達成度	・特別支援教育コーディネーター研修会や特別支援学級担当教員研修を通して、特別な支援を必要とする園児・児童・生徒への支援や、適切な就学に向けての理解を深めることができた。 ・「個別の指導計画」を作成することにより、子ども理解を深め、支援方法を共有することにより、校内の支援体制を構築することができた。			
	総合	B	自己評価のポイント	特別支援教育コーディネーター研修会を実施することができた。	
今後の取組	令和8年度も、障がいのある園児・児童・生徒の理解、学校(園)内及び関係機関と連携した支援等について研修を継続し、特別支援教育コーディネーターを核とした支援体制の充実を図っていく。				

外部評価

評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性 ☒ 達成度 ☐ その他（
----	---	-----	---

評価結果をふまえた対応

対応する時期	今年度中
具体的な対応	特別支援教育コーディネーター研修と「個別の指導計画」推進教員による学校への出前研修を実施している。令和7年度は小学校7校と中学校4校で実施し、令和8年度は小学校10校と中学校5校で実施する予定である。その他、対象児童生徒の指導や支援について、特別支援学校による巡回相談や、別府発達医療センターによる施設支援について学校へ周知し、各学校での活用を促している。

プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

No	24	分 類	保育及び教育に関する合理的配慮 (学校間の連携及び調整の推進)		担当課等	学校教育課
条文	第15条第3項		市は、特別支援学校と小学校、中学校等との連携及び調整を推進するよう努めるものとする。			
現 状 と 目 標	(現状)			(目標)		
	別府市特別支援連携協議会を毎年度開催し、連携を推進している。			市内にある特別支援学校と小学校、中学校等とが十分に連携できている状態		
中長期方針	市特別支援連携協議会を開催し、連携を推進するとともに、その他連携推進に必要な仕組みを検討・実施する。					
年度計画	別府市特別支援連携協議会を開催する。					

実施結果及び自己評価					
実施した 内容	学校教育課	経費(概ね)	125,000円	内容	・特別支援連携協議会委員謝礼金 40,000円 ・相談支援ファイル用消耗品費 85,000円
	・別府市特別支援連携協議会を年2回開催した。 ○第1回(令和7年7月24日) 協議内容 ・各機関における具体的な取り組み及び課題 ・5歳児検診について ・情報交換 ○第2回(令和8年2月19日) 協議内容 ・5歳児健診について ・相談支援ファイル「ゆけむりん」の活用・充実について ・学校教育課の医療的ケア事業の実施について ・関係機関、各課、幼稚園、学校から情報共有 ※委員は、大学、医療機関、こども家庭課、障害福祉課、子育て支援課、幼・小・中学校関係者 学校教育課 21名 ・6月に別府発達医療センター、2月には障害福祉課主催の就学準備に関する説明会で保護者や事業所を対象に、就学の手続きや流れについて説明を行った。 ・就学相談会参加の保護者等へ、相談支援ファイルを約90冊配付した。 ・5歳児検診での配付も視野に入れて、相談支援ファイルの活用状況の改善を行うことを確認した。				
自己評価	困難度				
	達成度	・別府市の特別支援教育に関する内容について、各関係機関からの意見や連携についての協議をすることができた。 ・作成した支援ファイルを市内の特別な支援が必要な園児児童生徒に配付することができた。			
	総合	B	自己評価の ポイント	特別支援学校や関係各機関との情報共有を行うことができ、学校教育課の取り組みへの連携について協議することができた。	
今後の 取 組	・別府市特別支援連携協議会において、特別支援学校や各関係機関と学校における連携体制づくりや、5歳児検診の実施による就学前からの切れ目のない支援体制づくりに関して引き続き協議し、より良い支援体制づくりを目指す。 ・特別支援学校のセンター的機能の活用として、巡回相談などを積極的に利用するよう、各学校(園)に周知する。				

外部評価					
評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性	☒ 達成度	☐ その他 ()
評価の理由	例年行っている会議と支援ファイル配布を行ったとのことで、近年同じことの繰り返しとなっている。特別支援連携協議会年2回ではフォローができていないのではないか？また、支援ファイルは学校現場での活用のための工夫の検討をお願いしたい。				
助言等	相談支援ファイルは配布するだけになっているが、目的が達成できているかの検証必要。(うまく活用した事例などの提示)5歳児検診もスタートする中、学校公開日の早めの情報提供など、保育分野や関係機関(療育施設など)が、学校現場を知り、連携が図りやすい環境づくりがあるとよい。				

評価結果をふまえた対応		
対応する時期	今年度中	
具体的な対応	相談支援ファイルについては、配布する目的や活用についての検証を行う。学校公開日の情報提供については、ケーブルテレビ、市報、別府市ホームページにて行っている。	

プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

令和7年度		別府市共生社会形成プラン評価シート		事業No	25
No	25	分類	芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮	担当課等	障害福祉課
条文	第16条	市は、障害のある人が芸術文化及びスポーツに参加することができるよう障害のある人にとって必要とされる支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。			
現状と目標	(現状)		(目標)		
	芸術文化については、平成27年度からアール・ブリュットの芽ばえ展を開催し、スポーツについてもボッチャ、水泳、卓球バレー教室を開催している。ただし、指導員の育成や情報提供などについては取組が十分でない。		芸術文化活動、スポーツの場が十分に提供されており、かつ必要な指導員が確保され、また障がいのある人が必要とする情報がアクセスしやすい形で提供されている状態		
中長期方針	芸術文化活動、スポーツ活動の場を提供し、その情報を十分に周知するとともに、指導員の育成支援を行っていく。				
年度計画	(芸術文化)アール・ブリュットの芽ばえ展実行委員会において、前年度の反省点を踏まえた実施計画を策定する。(スポーツ)ボッチャ、水泳、卓球バレー、健康教室を委託事業として開催し、ニーズ調査に基づき障害のある人の社会参加への推進を図っていく。				

実施結果及び自己評価					
実施した内容	障害福祉課	経費(概ね)	550,000円 771,000円	内容	アールブリュットの芽ばえ展開催委託料 スポーツ教室委託料
	【芸術文化活動】 アールブリュットの芽ばえ展の開催 12月12日～19日に別府市アールブリュットの芽ばえ展を別府市美術館にて開催。市内の障がいのある人の芸術作品を募集し、118点の作品展示を行い、481名の来場者が鑑賞した。また、期間中、会場でワークショップを行い、障がいのある子どもたちなどがスライムで光るまりもなどを作成し、会場内が賑わった。 【スポーツ活動の場】 地域生活支援事業で、ボッチャ、水泳、卓球バレー、健康教室を開催し、障がい者の積極的な社会参加、体力増強を図った。				
	自己評価	困難度			
	達成度	芸術・文化及びスポーツ活動への参加促進を図ることで、障がいのある人の社会参加を促した。			
	総合	B	自己評価のポイント	アール ブリュットの芽ばえ展においては、事務局会議を重ね、よりよい展示となるよう協議し、昨年度を超える来場者を迎えることができた。	
今後の取組	次年度以降も芸術・文化及びスポーツ活動の場への参加の促進と事業実施の広報により多くの方に参加いただけるような工夫をし、事業を実施したい。				

外部評価					
評価	B	改善点	☒ 計画の妥当性	☒ 達成度	☐ その他 ()
評価の理由	アール・ブリュットの芽ばえ展の開催や各種スポーツ教室の実施により、障がいのある方の社会参加促進に一定の成果が認められる。特に来場者数の増加やワークショップの実施など、参加型の取り組みは評価できる。一方で、指導員の育成や情報提供の充実については課題が残っており、参加機会の拡大に対して支援体制が十分に整備されているとは言い難い。				
助言等	今後は、事業の継続・拡充に加え、以下の点に重点的に取り組むことが望まれる。 ・指導員の育成体制の強化(研修機会の充実や人材確保)・情報提供の工夫(障がい特性に応じた多様な発信方法の検討)・未参加層へのアプローチ強化(周知方法や参加しやすい環境整備)・参加者のニーズ把握と事業への反映・実施場所の提供。また、単発的なイベントにとどまらず、継続的な参加や地域とのつながりが生まれる仕組みづくりを意識することで、より実効性の高い社会参加の促進につながると思われる。				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	今年度の各事業の実施において、外部評価助言にもあるように、参加や地域とのつながりが生まれる仕組みづくりを意識し、社会参加の促進の一助となるよう努めたい。

プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	

No	26	分 類	親なき後等の問題の解決		担当課等	障害福祉課
条文	第23条		市は、障がいのある人を保護する者が死亡その他の事由により当該障害のある人を保護できなくなる場合の問題を解決する総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。			
現状と目標	(現状)			(目標)		
	親なき後等の問題そのものについての認知が不十分な結果、問題が発生してから対応せざるをえないため、後手に回ることが多い。			親なき後等の問題について認知されており、予め対策ができている状態		
中長期方針	親なき後等の問題、並びにこれまでの取組について周知し、備える必要性を理解してもらう。					
年度計画	県の事業を活用し、12月の障害者週間に合わせて「親なきあと相談会」を実施。特に支援学校に通う障がい児の保護者への広報手段を検討する。					

実施結果及び自己評価					
実施した 内容	障害福祉課	経費(概ね)		内容	
	【親なきあと相談会の開催】 12月の障がい者週間に合わせて、親なきあと相談会を実施。ホームページ、別府市公式LINE、イベントでのチラシ配布等での周知を行い、相談件数は9件であった。 今年度は、大分県社会福祉事業団より相談員を1名招き、基幹相談支援センターの職員とともに、4ブース設けて相談の受付を行った。4つのブースで相談を受け付けたことにより、時間的にも余裕をもって相談への対応ができた。				
自己評価	困難度				
	達成度	事前に市内支援学校に相談会のチラシ配布をお願いし、チラシを見て相談会に参加した来場者が3名いたので、チラシでの周知の実効性を感じた。			
	総合	B	自己評価の ポイント	基幹相談支援センターの職員に加え、大分県社会福祉事業団の方にも相談員として参加してもらったことで、多岐にわたる相談に対応できる体制を整えることができた。	
今後の 取組	親なきあと等問題について、当事者や保護者のニーズに即したサポート体制について検討し、事業の実施に活用していきたい。				

外部評価					
評価	B	改善点	☐ 計画の妥当性	☒ 達成度	☐ その他 ()
評価の理由	・親なき後相談とは「具体的に●●」といったものが示しづらいため、継続して当事者及び関係者に周知していく必要があると考える。 ・親なきあと相談会に、児童のご家族の参加率が高かったことは、チラシの効果といえると思う。 ・親なき後の相談会など年1回、親なき後の普及啓発、親なき後相談員の認知度も少ないと感じる。また親なき後相談会に前年度9件の相談があり、別府市の障害人口から考えて多くない数字である。親なき後相談員も予算がなく、ボランティア活動であり、現状の普及啓発活動では進んでいかないと考える。 ・障がい者週間(12月)に合わせて「親なきあと相談会」が開催されたことは、将来的な生活に不安を抱える障がいのある方やそのご家族にとって、相談機会を確保する上で意義深い取り組みとして評価できる。 周知方法においても、ホームページや市公式LINE、イベントでのチラシ配布など複数の媒体を活用したことにより、幅広い市民への情報提供が図られた点は評価できる。 また、今年度は社会福祉事業団から相談員1名を招き、基幹相談支援センター職員とともに4ブース体制で相談を受け付けたことで、時間的なゆとりを持った丁寧な相談対応が実現された。相談件数が9件にのびたことから、地域における潜在的なニーズへの対応に一定の成果をあげたものと評価できる。				
助言等	・事業団や基幹相談のみではなく、それぞれの相談支援専門員が親なき後の相談を受けた際に、適切なサポート体制の理解や情報提供を行うことができるよう、相談支援部会などで研修や考える機会を設け、相談員の質の向上に努めていく。 ・障がい者を抱える家族であればいつかは考えるテーマであり、「いつか」のタイミングはそれぞれであり、事前に準備できる方もいれば、準備が整わないまま、サポートしている家族が倒れたり、亡くなったりするケースがある。急な事故を除き、その「いつか」を別府市として例えば介護者の年齢が65歳になったら親なき後相談員が担当として付くなど仕組みを作るなど工夫が必要である。 ・「親なきあと」の問題は、特に保護者が高齢であるご家庭において支援の必要性が高い一方、ホームページや市公式LINE等のデジタル媒体による情報収集が困難な場合も想定される。こうした方々に確実に情報が届くよう、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等と連携した個別周知など、アナログ手段を併用した広報体制の整備が望まれる。 また、現状では相談会の開催が年1回にとどまっていることから、相談機会の拡充を図る観点から、年に複数回の開催を検討することが望ましい。その際、市内を地区ごとに分けた地区割方式での開催とすることで、相談者が身近な場所で参加しやすい環境が整うとともに、地域の実情に即したきめ細かな支援につながることを期待される。				

評価結果をふまえた対応	
対応する時期	今年度中
具体的な対応	親なきあと等の問題について、様々な局面で支援につながる環境を整備し、市全体としてサポートできる体制づくりを目指す。

プラン変更の要否	否
修正前	
修正後	